

近世前期における九州天領の支配形態

藤野, 保
九州大学九州文化史研究施設

<https://doi.org/10.15017/7178647>

出版情報 : 九州文化史研究所紀要. 17, pp.1-38, 1972-03-25. Kyushu Bunkashi Kenkyusho, Kyushu University

バージョン :

権利関係 :



近世前期における九州天領の支配形態

藤野保

目次

- 一 幕藩体制と九州天領
- 二 太閤蔵入地と天領の成立
 - (1) 太閤蔵入地の存在形態
 - (2) 初期天領の支配形態と特質
- 三 中期天領と農村構造
 - (1) 天領支配の推移と存在形態
 - (2) 天領農村の構造と展開
- 四 結びにかえて

一 幕藩体制と九州天領

九州における天領の成立は、文禄二年、大友吉統が朝鮮出兵中改易となり、その領国豊後が大量に太閤蔵入地に編入されたときに求められる。⁽¹⁾ 天正十五年、九州平定の段階で、豊臣秀吉は「九州之儀者五畿内同前」⁽²⁾と意識しながら、島津征伐後の知行割に際しては、毛利氏の一族小早川隆景をはじめ、毛利勝信・黒田孝高・佐々成政らの豊臣大名を北・中九州の要衝に配置したのみで、竜造寺・大友・島津氏をはじめ、主として九州の旧族大名に旧領安堵せざるをえず、⁽³⁾ 僅かに外国貿易に対する特別の考慮から、長崎を大村氏より没収し直轄都市化するにとどまっていた。⁽⁴⁾ したがって、大友氏の改易による豊後への太閤蔵入地の設定は、九州における天領の事実上の成立を示すものであり、かつ九州の「五畿内同前」体制化への具体化を意味するものであった。

近世前期における九州天領の支配形態

近世前期における九州天領の支配形態

秀吉は、まず豊後一国を上地したうえで、山口正弘・宮部継潤を派遣して太閤検地を実施せしめ、しかるのち、文祿二年から翌三年にかけて、新たに隈に毛利高政、高田に竹中重利、岡に中川秀成らの豊臣大名を配置する一方、他を太閤蔵入地に編入し、太田一吉・熊谷直陳・早川長政・垣見一直らの豊臣大名ないし秀吉馬廻衆を蔵入代官に任命して、太閤蔵入地を支配・管掌せしめたのである〔直屬吏僚代官方式〕⁽⁵⁾。

一方、豊後における太閤蔵入地の設定と並行し、肥前の上松浦地方においては、先に旧領安堵された波多信時が、文祿二年、これまた朝鮮出兵中改易となり、新たに蔵入代官として豊臣大名の寺沢広高が入部し、本陣名護屋を含む太閤蔵入地の軍事基地の強化にあたったが、南九州の島津氏の領国においては、朝鮮の役と並行して、石田三成を檢地奉行とする大規模な太閤検地が実施され〔文祿三・四年〕、ここにおいても、太閤蔵入地一萬石が設置された〔外様大名領内設置方式〕。さらに慶長三年には、小早川隆景の遺領を相続した秀秋が、同じく朝鮮陣中における不適切な措置によって、越前北庄に減転となり、その領国筑前一国および筑後二郡が太閤蔵入地に編入され、石田三成によって支配・管掌せられたのである〔大名預け地方式〕⁽⁹⁾。

以上のように、九州においては、朝鮮の役と並行して、大規模な太閤検地が実施されるとともに、豊後・肥前・肥後⁽¹⁰⁾・大隅および筑前ないし筑後に太閤蔵入地が設定され、とくに豊後においては四〇%（二六万八、二一七石、筑前においては五五%（一八万六、〇七七石）⁽¹¹⁾）におよぶ膨大な太閤蔵入地が設定された。このことは、朝鮮の役を通じて、統一権力である豊臣秀吉の九州支配がいっそう浸透したことを示すものであり、とくに北九州は、豊臣政権の中枢部を構成する畿内とその近国について、太閤蔵入地の主要基盤となったのである。

ところで、豊臣政権下における天領（太閤蔵入地）の支配方式は、直屬吏僚代官方式（A型）、外様大名領内設置方式（B型）、大名預け地方式（C型）など、各種の形態がみられたが、このなかで、A型が太閤蔵入地支配の主要な形態であった⁽¹²⁾。その意味で、豊後における太閤蔵入地が畿内・近国型にもっとも近いとみてよい。太田・熊谷・早川・

垣見氏ら秀吉馬廻衆による蔵入支配がこのことを示している。しかし、かれらは代官給のほか豊後内で城地・城領を与えられているので、蔵入代官兼大名ということになり、実際にはA型からC型への移行形態とみなされる。筑前における太閤蔵入地は、慶長四年、徳川家康ら五大老の連署によって、小早川秀秋に返還されたため、僅かに一年足らずの期間に過ぎず、九州天領の主要基盤とはなりえなかったが、C型の典型を示すものであり、また直轄都市長崎も、鍋島直茂や寺沢広高が代官・奉行に任命されたことに示されるように、C型による支配方式がとられたのである。

豊臣政権下における九州が、畿内とその近国とともに太閤蔵入地の主要基盤を構成しながら、その支配方式において、A型を中心とする畿内とその近国と異なり、C型による大名預け地方式を中心としたことは、B型の存在と相まって、集権的な蔵入地の管理体制が、なお十分に確立しなかったことを示すものであり、このことは、全国政権としての豊臣政権の脆弱性を示すものであった。朝鮮出兵の失敗と秀吉の死によって、領主間矛盾が拡大し、大名領主相互の激烈な闘争が展開されるようになると、B・C型の太閤蔵入地は豊臣政権に有利に機能せず、逆に財政的基盤を弱める要因となった。

さて、徳川政権下の九州は、西国を基盤とする豊臣政権段階と異なり、逆に政権の最周辺部に位置し、そこから出発するところに大きな特色がある。天正十八年における関東転封以来、東国を基盤に独自の領国体制をつくりあげた徳川家康は、覇権確立と同時に、関ヶ原の役後の戦後処理を通じて、豊臣政権下の領国体制を全面的に改組（外様大名（13）豊臣・旧族大名）に対する改易・転封）しながら、徳川一門（14親藩）・譜代大名の創出を通じて、徳川政権下の新しい領国体制の確立につとめたが、この過程を通じて、もっとも大きく変容したのは東海・東山および北陸の一部であり、したがって、徳川系諸大名の配置も、これらの地域とその周辺諸国に限られたのである。九州においては、豊前・両筑と肥後において大きく変容し、黒田福岡・加藤熊本両藩のほか、細川小倉・田中柳河の四大藩が新たに成

近世前期における九州天領の支配形態

近世前期における九州天領の支配形態

立した⁽¹⁹⁾。徳川政権下の九州は、まず中国・四国地方とともに、これら豊臣系外様大名の加増転封の場となったのであり、そのほかは、主として九州の諸大名に旧領安堵された⁽²⁰⁾。

家康は、江戸幕府の創設以降、二元政治のもとで、軍役の統帥権を諸大名に明示しながら⁽²¹⁾、中心的な戦略・戦術を大阪方においたが、豊臣氏を討滅し改易するや、畿内を掌中に収め、かつての太閤蔵入地であった秀頼の所領を没収して、大量に徳川氏の直轄領（天領）に編入するとともに、大阪およびその周辺に譜代大名を集中配置して、関東・東海と並んで畿内を徳川政権の主要な基盤とした。こうして、覇権確立以来大阪の役までに、関東から東海・畿内とその周辺にかけての天領集中配置の傾向が確定するのである⁽²²⁾。

以上のような政治情勢に対応して、慶長期の九州においては、全体として徳川権力の浸透は不十分であり、領国体制の変化も極めて乏しいものであった⁽²⁴⁾。まず、関ヶ原の役後、長崎が徳川氏の直轄都市に編入されたが、豊後においては、太閤蔵入地が没収され、新入封大名（西稻葉⁽²⁵⁾白杵・豊後内、木下⁽²⁶⁾日出、久留島⁽²⁷⁾森）に再配分される過程で、その一部は徳川氏の天領に編入された。すなわち、隈から佐伯に転封となった毛利高政は、引続き日田・玖珠両郡を預けられ⁽²⁸⁾、また高田から府内に転封となった竹中重利も、大分郡のうちにて一万五千石を預かり⁽²⁹⁾、さらに細川氏の老臣松井康之は、速見郡のうちにて一万七、〇〇〇石余預かっている⁽³⁰⁾。このように、慶長期九州の天領は、太閤蔵入地を継承したものであり、その支配方式も、豊臣政権下において主要形態を占めた大名預け地方式を中心とするものであったが、直轄都市長崎においては、当初の大名預け地方式を一掃し、小笠原一庵につづいて、側近豪商の一人長谷川左兵衛を長崎奉行に任じ⁽³¹⁾、外国貿易に対する管理統制を強化したことは注目に値する。なお、慶長十九年、有馬直純が日向延岡に転封になったあと、肥前の旧有馬領は一時天領となり、鍋島・松浦・大村氏ら周辺の諸大名に分割預けられた⁽³²⁾が、これは後任大名の入封までにとられた暫定措置であり、この種の天領は、幕府の大名統制（改易・転封）の強化とともに全国的規模に拡大してゆく。

家康の死後、徳川権力が將軍秀忠のもとに一元化し、幕府の大名統制が強化されるなかで、軍役令が制定・公布される⁽³⁷⁾とともに、譜代大名の大阪周辺集中配置と東北進出を基軸に、広汎な形で大名転封が推進され、それによって、旧豊臣領国体制は大きく変容するが、九州においても、この期(元和二年)に、譜代大名が最初に進出して石川日田藩が成立する⁽³⁸⁾一方、同六年には、田中氏の改易によって筑後が大きく変化し、有馬久留米・立花柳河・立花三池の三藩が成立した⁽³⁹⁾。九州への譜代大名の最初の進出が豊後においておこなわれたのは、豊臣政権以来、「五畿内同前」体制化によって、小藩が多数分立・移動し、かつ天領が介在しているためであった。こうして、豊臣政権下の大名預け地方式を継承した慶長期の幕府天領は、ひとまず譜代藩領に切替えられ、それによって、領域支配が明権化するとともに、徳川氏の九州支配に対する橋頭堡が築かれたのである。しかし、以上のように、元和期の九州は、筑後などその一部に大きな変化がみられたが、九州全体よりみればなお変化に乏しく、徳川権力の浸透は未だ不十分であった。しかるに、三代將軍家光による寛永政治が具体化するにともない、九州の領国体制は大きく変化する。家光の中心的な戦略・戦術が九州を中心とする西国におかれたためである。すなわち、寛永九年の加藤氏の改易を契機に、豊臣政権以来の加藤熊本藩が解体し、豊前小倉から細川忠利が配置されて、新しく細川熊本藩が成立する⁽⁴⁰⁾一方、豊前から豊後にかけて、小笠原小倉・小笠原中津・松平龍王^{龍見}・小笠原杵築・松平龜川の五つの譜代藩が集中配置されたのである⁽³⁸⁾。さらに、西九州においても、寛永十五年の松倉氏の改易(島原の乱)を契機に、新しく高力忠房が配置されて譜代島原藩が成立し⁽³⁷⁾、正保四年には寺沢氏が改易となり、一時天領に編入されたのち、慶安二年には、大久保忠職が配置されて、唐津藩も譜代藩に切替えられた⁽³⁸⁾。

こうして、寛永―慶安期の九州は大きく変容し、東・西九州に六つの譜代藩領が形成され、徳川氏の九州支配が強化されるとともに、直轄都市長崎の警備体制も強化された⁽⁴⁰⁾。しかもそれは、家光の西国に対する戦略・戦術の一環をなすもので、同じ過程を通じて、中国・四国にも貫徹され、ここにおいて、徳川系諸大名の配置は全国に拡大された

のである。徳川政権下の領国体制は、ほぼこの期に体制確立を完了したといつてよい。重要なことは、以上みる戦略・戦術と並行し、軍役令を改訂・整備する一方、この期に参勤交代を制度化し、鎖国体制を完成したことである。家光の西国に対する戦略・戦術は、実は鎖国体制完成のための国内的な政治的措置にほかならず、長崎奉行も、老中・若年寄・三奉行を中心とする幕政中枢機構の整備と並行して、この期に側近豪商から幕府の直屬家臣団である旗本に切替えられた⁽⁴³⁾。また天領における郡代・代官支配の方式も、この期に急速に整備されるのである⁽⁴⁴⁾。

九州においては、東九州における譜代藩の集中配置によって、先に成立した石川日田藩は、譜代藩としての存在意義を少なくし、寛永十年、石川氏の佐倉転封を契機に、再び天領となり、一時中津・杵築両藩の大名預所となった⁽⁴⁵⁾が、寛永十六年に至つて、日田に永山布政所が設置され、代官小川藤左衛門・同九左衛門によって支配されることになった⁽⁴⁶⁾。さらに同十八年には、山崎氏の丸亀転封を契機に、天草も天領に編入され、代官鈴木重成による支配が開始された⁽⁴⁶⁾。こうして、寛永期の九州は、譜代藩が集中配置されたばかりでなく、天領が広汎に成立し、大名預け地方式に代わつて、代官支配の原則が確立するのである。九州天領における直屬吏僚代官方式は、ここに至つてはじめて確立したといつてよい。

さて、家光時代における幕府の戦略・戦術の転換（軍役令の改訂・整備とその意味・内容の変化↓参勤交代の制度化、鎖国体制の完成）は、家光の死を契機にいつそう顕著となり、幕政は徳川一門・元老を中心とする集団指導体制のもとで、いわゆる「文治政治」が開始され、政治中枢機構の最終整備とともに、大名統制が著しく緩和されることになった⁽⁴⁸⁾。大名統制の緩和は、改易・転封を少なくし、その結果は、大名の定着と領国の固定化を招来する。九州においても、こうした幕政の転換にともなう領国体制の新しい動向は顕著に現われ、新立の譜代藩が激減するとともに、前代に引続き、譜代大名の定着が進行する（東九州）。すなわち、日根野氏の改易のあと、府内領は一時天領（臼杵藩大名預所）⁽⁵⁰⁾となったが、万治元年における松平大忠昭の入部と同時に譜代藩となり定着した⁽⁵¹⁾。大友氏の改易以来、激しく変容し

た豊後も、この期に大名配置が完了して、その領国は固定化するのである。

以上に対して、西九州においては新立の譜代藩はなく、島原・唐津両藩において大名領主が交代したが（島原藩Ⅱ高力↓松平藩・唐津藩Ⅱ大久保↓松平⁵³、東・西九州におけるこうした譜代藩の違ひは、設置の目的・機能の相違に由来するもので、⁵³）、事実、唐津藩の大久保氏は、老中就任にともない佐倉転封となったものである。なお唐津藩の所領は、松平⁵⁴が入部するとき、筑前怡土郡の所領一万石が上知となって天領に編入されたが、寛文期における九州天領の大きな変化は、寛文四年、戸田忠昌が富岡に配置されて、天草が一時天領から譜代藩領に切替えられたことである。⁵⁵しかし、同十一年には、寺社奉行就任にともなう関東転封⁵⁶によって、再び天領に切替えられた。

こうして、寛文・延宝期、全国的に定着・固定化の傾向を示した徳川政権下の領国体制は、五代將軍綱吉の登場によって、新たな流動期を迎えることになる。徳川氏初の養子將軍である綱吉は、將軍専制体制を確立するため、徳川系諸大名を中心に大名統制を強化したのである。⁵⁷九州においては、天和二年、〃越後騒動〃に連坐した罪により、松平⁵⁸直矩が姫路一五万石から日田七万石に減転となり、ここで天領日田は一時徳川一門の所領となった。⁵⁸しかし、貞享三年には、直矩の山形転封によって、再び天領となり、以降日田は代官ないし郡代の支配地となって幕末に至るのである。ついで元禄四年、有馬氏の糸魚川転封のあと延岡領には、翌五年、新しく三浦明敬が配置されて譜代延岡藩が成立したが、このとき、富高・宮崎・穂北などの旧延岡領の一部は天領に編入され、⁵⁹こうして、日向天領の中枢部が構成された。さらに同十一年、中津小笠原氏の改易（減封）の際、上知分四万石も天領となり、⁶⁰ここに九州の天領は、元禄期に至って、日向・豊前において著しく拡大し、最大の所領規模をもつに至った。

以上のように、天和―元禄期の九州は、綱吉の新しい戦術を反映して、新しく譜代延岡藩が成立したほか、日向・豊前において天領が拡大されたが、九州全体よりみれば領国体制の変化は少なく、大名の定着にともなう領国の固定化は、ほぼこの期に完了する。あとは特定の譜代藩において大名領主が交代していくことになる。こうした傾向は、

六代将軍家宣治下の正徳期に決定的となり、譜代大名の転封も交換転封方式が主流となる。⁽⁶³⁾ 正徳二年、三浦氏（日向延岡）は、本多（三河刈谷）、松平^{河原}（下総古河）、牧野（三河吉田）三氏との間で交換転封となり、⁽⁶⁴⁾ その結果、延岡には牧野成央が配置された。⁽⁶⁵⁾ このとき、牧野延岡藩領五万七、〇〇〇石の不足分は、日向・豊後の天領から編入されたが、⁽⁶⁷⁾ このように、幕府の天領は特定不動のものとして固定的に存在するものではなく、譜代藩領あるいは旗本領と密接な関連を有しながら、相互に交替し存在するものであり、⁽⁶⁸⁾ この意味において、天領の研究は、三者の統一的な考察が必要であり、旗本領の少ない九州においては、譜代藩領との関連において総合的に究明しなければならない。

江戸幕府最初の大規模な改革である享保改革が、改革の主目標とした年貢増徴策において、大名改易による天領の拡大という方向をとらず、徴租方式の改革と新田開発の推進という形をとったことは、⁽⁶⁹⁾ 「幕府体制」内改革、享保改革が大名改易の減少、転封方式の変化にともなう領国の固定化という時代の基本的趨勢の枠組みのなかで断行されたことを示すものであり、逆に改革過程を通じて、右にみる基本的趨勢は決定的となり、この期に譜代大名の大半は定着を完了する。九州においては、享保二年、中津小笠原氏の改易のあと、奥平昌成が配置され、⁽⁷⁰⁾ 新しく奥平中津藩が成立して定着し、下って延享四年には、牧野氏（日向延岡）が井上（常陸笠間）・内藤（陸奥磐城平）両氏との間で交換転封となり、⁽⁷¹⁾ その結果、延岡には内藤政樹が配置されて定着した。⁽⁷²⁾

こうして、九州においても、享保―延享期に、東九州の二つの譜代藩において大名領主が定着したが、奥平中津藩領六万石の不足分は、⁽⁷³⁾ 豊前・筑前の九州天領および備後の天領があてられた。⁽⁷⁴⁾ 大名の定着にともなう領国の固定化によって、奥平中津藩領は九州以外にまで拡大したのである。ここに九州においては、西九州の島原・唐津の両譜代藩においてのみ転封が継続されていくことになるが、唐津藩においては、宝暦十二年における三者間交換転封（土井唐津・松平古河・水野岡崎）によって、⁽⁷⁵⁾ 新しく水野唐津藩が成立した際、旧唐津領のうち、筑前怡土郡・肥前松浦郡の所領一万石が上知となり天領に編入された。下って文化三年、立花種善が陸奥下手渡に転封になったあと、旧三池藩

領が天領となったが、これは、九州天領においてもっとも遅く成立したものであり、九州天領は、ほぼこの段階の所領規模と地域分布を維持した形で幕末に至るのである。

そこで次に、九州天領の支配・存在形態とその特質・推移について検討しよう。考察は豊臣政権以来、九州天領の中核を占めた豊後（日田）が中心となる。

二 太閤蔵入地と天領の成立

(1) 太閤蔵入地の存在形態

まず、豊臣政権下における豊後の太閤蔵入地の検討よりはじめよう。

すでに第一章で考察したように、豊後には文禄二年、大友氏の改易後太閤蔵入地が設定されたが、第一表は、そのときの配分状況をみたものである。⁽⁷⁷⁾それによると、秀吉馬廻衆の太田・熊谷・早川・垣見氏が、それぞれ大野・直入・大分・海部の四郡に蔵入代官として任命されると同時に、合計二万五千石の代官給を与えられている。『駒井日記』は、「相残所者宮部法印御代官に而候」とし、当座代官支配地として二万石を計上しているが、「乍去近日毛利兵橋・宮木長仁など可被遣由に候」とし、毛利（高政・宮木（長次郎、宮城豊盛のこと）両氏が、「相残」る宮部法印（継潤）支配下の太閤蔵入地を分掌したことを

近世前期における九州天領の支配形態

第 1 表 豊後における太閤蔵入地（文禄 2 年）

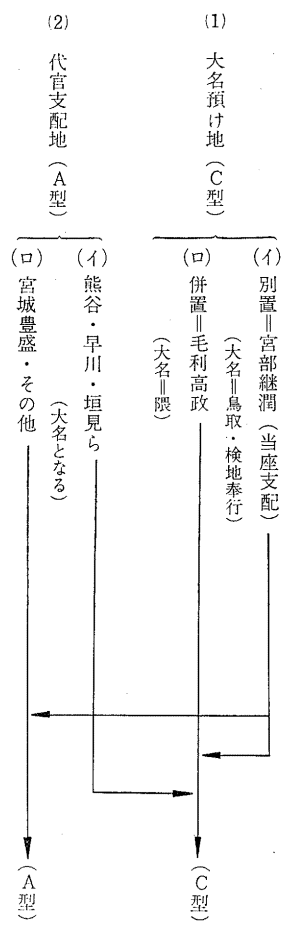
郡 名	太閤蔵入地	代 官	代 官 給
大野郡	53,201.80	太田 一吉	10,000
直入郡	32,980.93	熊谷 直陳	3,000
大分郡	57,929.00	早川 長政	10,000
海部郡	28,000.00	垣見 一直	2,000
その他	*20,000.00	宮部 継潤	
↓(内)			
(日田郡) (玖珠郡)	(40,000.00)	毛利 高政 宮城 豊盛	

〔註〕『駒井日記』・『豊後旧記』・「豊後佐伯毛利家譜」・『豊後日田永山布政史料』・「日田御代官代々御名前附」などによって作成。*は当座代官支配地。

近世前期における九州天領の支配形態

示している。「相残」る太閤蔵入地とは、前記馬廻衆の配置と諸大名の城地・城領の位置より勘案して、日田・玖珠両郡と考えられるが、毛利氏は同じ文祿二年、二万石の大名として日田(隈)に入部しており、したがって、日田・玖珠両郡の太閤蔵入地は、毛利高政の大名預け地、ないしは代官宮城豊盛の支配地になったものと考えられる。⁽⁷⁹⁾

以上のように、豊後の太閤蔵入地は(左図参照)、(1)大名預け地(C型)と(2)代官支配地(A型)に分かれるが、前者は、さらに豊後の太閤検地を施行した宮部継潤(鳥取城主)の当座支配地(別置型)と豊後に大名として入部した毛利高政(隈城主)らの支配地(併置型)に分かれ、後者は、豊後に蔵入代官として入部した熊谷・早川・垣見氏ら秀吉馬廻衆の支配地(別置)と宮城豊盛ら一般代官の支配地(併置)に分かれる。なお、太田一吉は大名取立(美濃内)⁽⁸⁰⁾後入部しているため、(1)と(2)の混合形態である。しかるに、熊谷氏らは翌文祿三年豊後のうちにて城地・城領を与えられたため(熊谷||安城・早川||府内・垣見||富米⁽⁸¹⁾)、この過程で(2)から(1)に移行し、また宮部氏の当座支配地も(1)でないし(2)に変化したため、豊後の太閤蔵入地はC型の(1)が主要形態となり、それにA型の(2)が一部残存したのである。



豊臣政権下において、九州天領の中核を占めた豊後の太閤蔵入地が朝鮮陣中に設置され、かつC型の大名預け地を主要形態としたことは、豊臣政権の経済的基盤の強化というより、朝鮮への食糧供給を目的とする兵站基地設定としての意味をもつものであり、このことがより純粹に年貢徴収のみを目的とする代官支配地を一般化せしめなかった理由にほかならない。しかるに、慶長二年の朝鮮再征のとき、中川氏(岡)を除く豊後の諸大名は目付に任命されたが、このときの私曲によって、太田・熊谷・垣見および福原氏は蟄居・謹慎(改易)を命じられたため、かれらが支配する太閤蔵入地は没収となり、この間、早川氏は府内から杵築、さらに杵築から府内に転封となり、慶長五年二月に至って、杵築六万石(速見郡)は宮津城主細川忠興に与えられたのである。⁽⁸⁶⁾

(2) 初期天領の支配形態と特質

そこで次に、徳川政権下における九州の初期天領について考察しよう。

第二表は、近世(文禄二年以降幕末に至る)における日田の所領・支配形態および歴代代官・郡代名とその在任期間・所在陣屋を示したものである。すでに考察したように、関ヶ原の戦後の戦後処理の一環として、豊後は七大名に細分されるとともに、太閤蔵入地の一部は徳川氏为天領に編入されたが、そのうち日田・玖珠両郡は、慶長六年、隈から佐伯に転封となった毛利高政の大名預け地となった。⁽⁸⁸⁾すなわち、徳川政権下の日田は、まず、太閤蔵入地を継承した形で引続き天領となり、毛利佐伯藩の大名預所となったのである。

ところで、江戸幕府天領の一形態を示す大名預所の初期における支配形態は、代官支配地のそれに比較して不明な点が多いが、一般的には天領を預かる当該大名の番代(城番代官)によって直接支配されたものと思われる。『豊後日田永山布政史料』は、日田の番代として、関ヶ原の役以前は高政の父毛利友重⁽⁸⁹⁾をあげ、慶長六年以降は家臣の毛利隼人佐をあげている。しかるに他の個所においては、日田の大名領主を小川光氏とし(彦岐守、日田郡一万石・玖珠郡一万

石、合計二万石、入部の年を慶長六年九月頃としているが、この光氏の名は「日田御代官代々御名前附」にもみえ、「小川彦岐守」とあって、この場合、入部の年は慶長十九年となっている。高政と光氏の関係は不明であるが、日田「石松家文書」のうち、慶長年代と推定される史料に、「彦岐」の名で発給した中嶋村の庄屋取立に関する文書⁽⁹¹⁾が存在し、この場合「彦岐」は光氏と考えられるので、光氏が日田の民政に関する重要な位置を占めていたことは明らかである。

筆者の近世大名に関する総合研究によれば、九州には小川姓を名乗る近世大名は存在しない。したがって、光氏は大名ではなく代官として入部したものであると思われる。とすれば、慶長期の日田・玖珠両郡は、豊臣期のそれと等しく、大名預所と代官支配地よりなり、毛利氏と小川氏の支配領域に分かれていたものと考えられる。このことは、寛永十年石川氏の佐倉転封のあと、再び天領となり大名預所となった際、毛利氏の旧支配領域が杵築藩に、小川氏の旧支配領域が中津藩に、それぞれ分割預けられた事実によっても知ることができる。前掲『布政史料』によると、光氏の死（年度不詳）後、家臣の小川喜助・同又左衛門の両名が、これを代行したとあるが、この両名は、大阪の役に際して日田の年貢米を大阪陣所に急送している⁽⁹⁴⁾。大阪の役における畿内・近国の天領からの兵糧米輸送については、すでに一部明らかにされているが、瀬戸内に近隣する天領日田も、兵糧米供給地としての重要な役割を果たしたのである。

元和年間、幕府の大名統制が強化され、旧豊臣領国体制が大きく変容するなかで、同二年、譜代大名の石川忠総が美濃大垣から日田に配置されることよって、日田は天領から譜代藩領に切替えられたが、このときの譜代日田藩領六万石は、日田・玖珠両郡と速見郡によって構成された⁽⁹⁵⁾。忠総は豆田を城下とし、城下町の建設にあたる一方、同五年検地を実施したが、このときの石川検地は、

文禄式巳年、宮部法印御検地之由御座候得共、其節之検地帳・名寄帳二而も無御座候、其後元和五末年、石川主殿頭様御竿改御検地水帳写を以、諸勘定仕来申候⁽⁹⁸⁾

第2表 近世日田の所領・支配形態および代官・郡代名・在任期間一覧

年次	所領形態	支配形態	大名名	代官・郡代名	在任期間	在陣場所	備考	
文禄2年—慶長5年	大名領 太閤蔵入地	豊臣大名領 (隈藩)	毛利伊勢守高政	(宮城長次郎豊盛)	(慶長6年、毛利高政、隈より佐伯に転封)		20,000石 (豊後日田・玖珠郡内)	
慶長6年—元和2年		大名預所～代官支配地					江戶幕府直轄領	大名預所 (佐伯藩)
元和2年—寛永10年	大名領	譜代藩領	(日田藩)	石川主殿頭忠総			60,000石 (豊後日田・玖珠・速見郡内)	
寛永10年—寛永16年	江戶幕府直轄領	大名預所	(中津藩) (杵築藩)	小笠原信濃守長次 小笠原壱岐守忠知	(久野六太夫) (竹内猪右衛門)		(豊後日田、玖珠郡内)	
寛永16年—寛文5年	同	代官支配地	(日田・高松)		{小川藤左衛門正長 小川九左衛門氏行 小川藤左衛門正久 小川又左衛門行広	(寛永16年—明暦元年) (寛永16年—慶安2年) (明暦元年—寛文5年) (慶安2年—寛文5年)	日田在陣・高松兼支 (寛永16年、永山布政所設置、明暦2年日根野氏改易ののち、府内藩の代官となり、万治元年より高松地区天領となるにおよび兼帯支配 〔70,000石〕〔豊後・豊前〕	
寛文5年—寛文6年	同	大名預所	(熊本藩)	細川越中守綱利	(榎島半之丞)		(豊後・豊前)	
寛文6年—延宝5年	同	代官支配地	(日田・高松)		{山田清左衛門利信 竹内三郎兵衛信就 近藤助右衛門政勝	{(寛文6年—寛文9年) (寛文11年—延宝5年) (寛文6年—寛文9年) (寛文9年—寛文11年)	日田在陣 高松在陣 高松在陣 高松在陣	(寛文6年、日田・高松両代官支配区に分ける。但し、寛文11年より延宝5年まで、山田代官の一人支配)
延宝5年—天和2年	同	同	(日田・高松)		{永田七郎左衛門貞清 三田次郎右衛門守良	(延宝5年—天和2年) (延宝5年—天和2年)	日田在陣 高松在陣	(西)〔35,000石〕 (東)〔35,000石〕
天和2年—貞享3年	大名領	親藩領	(日田藩)	松平大和守直矩			70,000石 (一部=金山辺地は天領)	
貞享3年—元禄元年	江戶幕府直轄領	代官支配地	(日田・高松)		{小川藤左衛門正久 小野長左衛門正好	(貞享3年—元禄元年) (貞享3年—元禄元年)	日田在陣 高松在陣	(西)〔35,000石〕(貞享2年より一部天) (東)〔35,000石〕(草代官支配地となる)
元禄元年—元禄5年	同	同	(高松・日田)		三田次郎右衛門守良	(元禄元年—元禄5年)	高松在陣・日田兼支	〔62,000石〕 (同)
元禄5年—元禄11年	同	同	(高松・日田)		小長谷勘左衛門正綱 (今井九右衛門兼直)	(元禄5年—元禄11年) <天草代官>	高松在陣・日田兼支 (富岡在陣)	豊後内70,817石、他 (16,834石=豊後日田・玖珠郡・他)
元禄11年—正徳3年	同	同	(日田・高松)		室七郎左衛門重福 室金右衛門富章	(元禄11年—正徳3年) (正徳元年—正徳3年)	日田在陣・高松兼支 (代官見習)	〔100,000石〕(豊前の天領増地) (岡田庄太夫俊陳、四日市在陣 (元禄13年—正徳3年))
正徳4年—享保元年	同	同	(高松・日田)		南条金左衛門則明	(正徳4年—享保元年)	高松在陣・日田兼支	〔80,000石〕(豊前の天領は天草領となる)
享保元年—享保2年	同	同	(高松・日田)		室七郎左衛門重福	(享保元年—享保2年)	高松在陣・日田兼支	(日田・天草兼帯支配)
享保2年—享保8年	同	同	(高松・日田)		池田喜八郎季隆	(享保2年—享保8年)	高松在陣・日田兼支	〔100,000石〕 {一部は中津藩領となる、豊前の天草領、筑前・日向の天領増地
享保9年—享保19年	同	同	(日田・高松)		増田太兵衛永政	(享保9年—享保19年)	日田在陣・高松兼支	123,865石
享保19年—寛保2年	同	同	(日田・高松)		岡田庄太夫俊惟	(享保19年—寛保2年)	日田在陣・高松兼支	123,869石 (豊後・豊前・筑前・日向)
寛保2年—延享4年	同	大名預所	(小倉藩)	小笠原右近将監忠基				(豊後玖珠・速見・国東郡内32,000石)
寛保2年—宝暦7年	同	代官支配地	(日田・高松)		岡田庄太夫俊惟 岡田九郎左衛門俊博	(寛保2年—宝暦4年) (宝暦4年—宝暦7年)	日田在陣・高松兼支	(延享4年より元に復す) (豊後・豊前・筑前・日向) 137,600石
宝暦8年—寛政5年	同	郡代支配地	(日田・高松)		揖斐十太夫政俊 揖斐富次郎種俊 揖斐靱負政喬 揖斐造酒助政恒	(宝暦8年—安永元年) (安永元年—安永6年) (安永6年—天明6年) (天明6年—寛政5年)	日田在陣・高松兼支	(揖斐十太夫、明和4年郡代、以降代々郡代となる) 149,975石 (肥前・筑前・日向の天領増地) 外天草兼帯支配 (明和5年—天明3年)
寛政5年—文化7年	同	同	(日田)		羽倉権九郎秘救 羽倉外記秘道	(寛政5年—文化6年) (文化6年—文化7年)	日田在陣 (代官となるも所属不定)	(寛政5年より高松陣屋は萩原・菅谷・浅岡3代官の支配をへて、同11年以降島原藩の預所となる) 羽倉権九郎、文化3年郡代となる
文化7年—文化13年	同	郡代支配地 代官支配地	(日田)		三河口太忠輝昌 三河口八蔵輝光	(文化7年—文化12年) (文化12年—文化13年)	日田在陣	(三河口太忠、文化7年郡代となる)
文化14年—天保6年	同	郡代支配地	(日田)		塩谷大四郎正義	(文化14年—天保6年)	日田在陣	(文政4年郡代となる)
天保7年—天保8年	同	代官支配地	(長崎代官預)		高木作右衛門忠篤	(天保7年—天保8年)	長崎在陣	
天保8年—天保12年	同	郡代支配地	(日田)		寺西藏太元栄 寺西直次郎元貞	(天保8年—天保12年) (天保12年—天保12年)	日田在陣 (代官見習)	(寺西藏太、天保7年郡代、同8年入部) 117,534石 (豊後・豊前・日向)
天保12年—弘化4年	同	郡代支配地	(日田)		竹尾清右衛門忠明	(天保12年—弘化4年)	日田在陣	(天保12年、郡代となる)
嘉永元年—文久元年	同	同	(日田)		池田岩之丞季秀 池田鏡三郎季昶	(嘉永元年—文久元年) (文久元年—文久元年)	日田在陣 (暫時取扱)	(池田岩之丞、弘化4年郡代、嘉永元年入部) 104,917石 (豊後・豊前・日向) (外に当分・別廉当分預所60,079石)
文久元年—文久2年	同	代官支配地	(長崎代官預)		高木作右衛門忠知	(文久元年—文久2年)	長崎在陣	
文久2年—元治元年	同	郡代支配地	(日田)		屋代増之助忠良	(文久2年—元治元年)	日田在陣	(文久2年、郡代となる)
元治元年—慶応4年	同	同	(日田)		窪田治部右衛門鎮勝	(元治元年—慶応4年)	日田在陣	164,046石 (当分・別廉当分預所高を含む)

〔註〕『徳川実紀』・『続徳川実紀』・『寛政重修諸家譜』・『県令譜』・『令典永鑑』・『大河内家記録』・『吹塵録』・『御代官所勤方書付』・『御預所勤方書付』・『駒井日記』・『豊後日田永山布政史料』・『豊後全史』・『豊西記』・『豊西説話』・『深溝記略』・『三浦家旧記』・『広瀬家文書』・『懐日楼筆記』・『千原家文書』・『日田御代官代々御名前附』・『豊後国郷村総記』・『財津家文書』所収の各年次「御年貢割付・皆済目録」・『大分市史』・『豊後速見郡史』・『豊後高田市誌』・『下毛郡史』・『玖珠郡史』・『鶴崎町史』・石川準吉『江戸時代代官制度の研究』・松田唯雄『天草近代年譜』などによって作成。備考欄の〔 〕は概数石高。

とあるように、その後（天領）日田における有高の基本をなし、諸勘定の基準をなすものであった。この石川検地は、もとより徳川政権下における最初の統一検地であり、このことは、石川検地が豊臣政権下の法印検地（文祿大閤検地）を基礎としながらも、一円形態をもつ譜代藩領が設置されることによって、はじめて前記三郡におよぶ統一検地が可能となったのであり、そこに、徳川権力の最周辺部に位置する九州において、慶長期にみられた分割支配下の天領を譜代藩領に切替えた理由が存在するのである。

すでに述べたように、九州の領国体制は、家光による寛永政治の具体化とともに大きく変容し、この過程で、東九州には譜代藩が集中配置される。それによって、石川日田藩は譜代藩としての存在意義を少なくし、こうして、寛永十年、石川氏の佐倉転封を契機に、日田は再び天領となり、毛利氏の旧支配領域は杵築藩に、小川氏の旧支配領域は中津藩に分割預けられ（大名預所Ⅱ日田・玖珠両郡）、杵築藩からは竹内猪右衛門、中津藩からは久野六太夫がそれぞれ番代に任せられ、現地支配にあたることになったが、速見郡には、翌十一年に至って松平大船忠昭が配置され、ここで、旧石川日田藩は二大名預所（天領）・一譜代藩領に分割されることになった。この両番代は、島原の乱に際して日田の年貢米を肥前陣所に輸送しており、天領日田は、ここでも兵糧米供給地としての役割を果たしたのである。

島原の乱の終結⁽¹⁰⁾によって、幕藩体制初期における危機がひとまず解消し、鎖国体制の完成によって、諸大名に絶対優位する権力基盤を確立した幕府は、幕政中枢機構の整備と並行して、天領における遠国奉行や郡代・代官制度を整備しながら、地方支配機構の強化にあたったが、その一環として、寛永十六年、日田は大名預所から代官支配地に切替えられ、永山布政所が設置されて、代官小川藤左衛門・同九左衛門によって支配されることになった。また二年後の同十八年には天草も天領に編入され、代官鈴木重成による支配が開始されるのである。

前掲『布政史料』は、小川藤左衛門は喜助の嫡子、九左衛門は又左衛門の嫡子としているが、⁽¹⁰⁾『寛政重修諸家譜』によると、両小川氏の出自は明らかでなく、甚右衛門正信・又左衛門氏綱、ともに慶長十五年に駿府において家康に

近世前期における九州天領の支配形態

まみえ、のち秀忠・家光に仕えたことあり、藤左衛門は正信の嫡子、九左衛門は氏綱の嫡子となっており、諱はそれぞれ正長・氏行と称した。ともに廬米二百俵。ところが、氏行は慶安二年家督を嫡子又左衛門（諱不明）に譲り、正長は明暦元年に死亡、同年養子藤左衛門正久が家督を相続したため、⁽¹⁰⁴⁾ 両小川氏親子の日田代官在任期間は第二表のようになる。⁽¹⁰⁵⁾ 要するに両小川氏は、慶長年間幕府に取立られた新参の旗本であり、その嫡子がともに寛永年間になって日田代官に任命されたことは、納戸頭・上方代官を歴任した鈴木氏の天草代官任命とともに、九州天領においては、それが広汎に成立し、代官支配地が確立する過程において、在地領主に系譜をひく土豪代官ないし給人代官が排除され、当初から地方官僚代官による天領支配がおこなわれたことを示すものである。この点、直轄都市長崎においては、この期に奉行制度が側近豪商から旗本に切替えられたことについては前述したが、長崎代官には村山東安↓末次平藏など外国貿易に従事する豪商代官が任命され、⁽¹⁰⁷⁾ 一般天領と異なる方式が採用されたことは注目される。いうまでもなく、これは外国貿易港としての長崎がもつ特殊性より招来されたものである。

なお、明暦二年、日根野氏の改易のあと、府内領が一時天領（臼杵藩大名預所）となったとき、代官両小川氏は、府内領の代官となり、貢租などのことについて管理したが、⁽¹⁰⁸⁾ 万治元年、松平大給忠昭の府内転封を契機に、旧松平大給領の高松地区が天領となり、⁽¹⁰⁹⁾ ここに高松布政所が設置され、⁽¹¹⁰⁾ 天領は大分・速見両郡に拡大されて、代官両小川氏が兼帯支配することになった。これより先、豊前の龍王地区が天領となり（明暦二年）、⁽¹¹¹⁾ こうして、日田代官支配下のいわゆる天領七万石が成立するのである。ところが、寛文五年に発生した村方騒動に対する処置良ろしからざる理由によって、⁽¹¹²⁾ 両小川氏は改易となり、ここで日田は熊本藩の大名預所となり、⁽¹¹³⁾ 細川氏の家臣榎島半之丞が番代に任ぜられ、⁽¹¹⁴⁾ 現地支配にあたることになった。

熊本藩の大名預所たること一年にして、日田は再び代官支配地となり、寛文六年、山田清左衛門利信・竹内三郎兵衛信就の両名が日田代官に任ぜられた。⁽¹¹⁵⁾ 天領日田は、このときより日田・高松の両支配区に分かれ、山田氏は日田在

陣、竹内氏は高松在陣となったが、竹内氏は在任三ヵ年にして辞任したため、同九年、代わって近藤助右衛門政勝が日田代官（高松在陣）となり、政勝の辞任（同十一年）後は、山田氏の一人支配となった。⁽¹¹⁸⁾ところが山田氏も延宝五年辞任したため、代わって永田七郎左衛門貞清（日田在陣）・三田次郎右衛門守良（高松在陣）の両名が日田代官に任せられ、⁽¹²⁰⁾こうして、永田・三田両代官の支配が天和二年まで継続される。

以上の五代官のうち、竹内・近藤両氏は、三河以来徳川氏に仕えた古参の旗本の出身で、ともに父の代に小十人組頭となり、当人は大番をへて代官に任せられるという共通した経歴をもち、三田氏は北条氏の旧家臣で、天正十八年以来徳川氏に仕えて旗本となり、父守長の代に天守番頭、守良は大番・御蔵奉行をへて代官に転じ、⁽¹²¹⁾山田氏は京極氏の旧家臣で、父利正の寛永十一年に旗本となり、利信は大番をへて代官となった。⁽¹²³⁾永田氏の出自は明らかでないが、五代官のなかではもっとも新しい新参旗本の家柄で、貞清は大番・御蔵奉行をへて代官に任せられたのである。⁽¹²⁴⁾このように、寛文・延宝期の日田代官は、小十人組頭や大番の組士など、主として番方の旗本層から任命されたのであり、このことは、幕府職制における封建官僚制の進行と軌を一にするものであった。

ところで、九州天領（代官支配地）において、当初から関東下りの地方官僚代官によって支配されたことは、大友氏の改易により、「旧臣老徒悉離散」⁽¹²⁶⁾する状態のなかで、かつての日田郡衆・玖珠郡衆に系譜をもつ旧臣土豪層が多数割拠・起伏していただけに、代官の地方支配を著しく困難にしたものと思われる。代官はこれら旧臣土豪層の一部を庄屋に取立ることによって、権力機構の末端に位置づけると同時に、例えば日田郡中嶋村の（石松）七郎左衛門にその例をみるように、「庄屋手作分并諸裁判」の権限とともに、当該中嶋村の「山野河」⁽¹²⁵⁾を与え、「給人中其外誰にても、庄屋手作之内へ入作無用」⁽¹²⁸⁾として、庄屋の地位を強化し広汎な権限を与えて農村支配を担当せしめた。当地方に広汎に存在する家抱（「名子的農民」）は、これら庄屋に取立られた旧臣土豪層の家来（「中間」）に系譜を有するものである。

近世前期における九州天領の支配形態

元和二年、天領から譜代藩領に切替えられるなかで、領主石川氏は、豊後三郡におよぶ統一検地を実施したが、寛永十六年、再び天領に切替えられてのち、新しく入部した小川兩代官は、庄屋に対する広汎な権限を認めつつ、石川検地を基礎に新たな検地と町割り検地を実施し、陣屋の整備と貢租収取体系の整備にあたった。なお、日田においては、寛文五年、熊本藩の大名預所になったときも検地が実施されている。この寛文検地は、「今度山野畠・野開御改被成ニ付、稠敷被仰付候」とあるように、いわゆる新検地であり、幕府の全国天領を対象とした新検地の一環としておこなわれたものと考えられる。事実、日田藤山村においては、法印検地以来、村高は一九四石七斗五升三合に固定していたが、寛文検地によって新田六石二斗の改出が可能となり、この改出は宝永五年から本高に加算され、以降藤山村の村高は二〇〇石九斗五升三合となった。⁽¹³⁴⁾

地方官僚代官によって付与された庄屋層の権限は、「庄屋手作分」の保証のほか、村落の裁判権・山野（庄屋山）の所持権など極めて広汎なものであり、文字通り村落共同体の長として小百姓に対立していたが、こうした庄屋層のもつ権限は、小百姓の自立化にともない一定の制限をうけ、入会権をはじめとする共同体の諸側面をめぐって小百姓との対立が激化し、やがて元禄四年の藤山村にみるような村方騒動に発展する。⁽¹³⁵⁾日田の初期農村においては、庄屋の下にこれを補佐する年寄が存在したが、五代官の入部以降寛文・延宝期になると、頭百姓が広汎に登場し、日田農村は新たな段階を迎える。注目すべきことは、年貢未進によって、すでに耕地の質入・譲渡がおこなわれていること⁽¹³⁷⁾で、こうした形での農村の階層分化は、村役人と小百姓との対立激化のなかで一層進行するのである。

三 中期天領と農村構造

(1) 天領支配の推移と存在形態

天和二年、綱吉の登場によって強化された徳川系諸大名に対する統制の一環として、日田には松平直矩が配置さ

れ、ここで七万石を所領とする徳川一門の親藩領が成立した。直矩は永山を居城とし、町方を家臣団の仮宅としたが、その所領規模は天領七万石をほぼ継承したもので、一部日田・玖珠両郡の金山付農村がそのまま天領として残された。⁽¹³⁸⁾「財津家文書」によれば、そのうち日田郡の金山付農村とは小野筋一〇カ村と考えられるが、これに際し、入会山を共同管理してきた藤山村など七カ村は、御領・私領に分割支配されても、従来通り七カ村として共同管理すべく、七カ村の庄屋・頭百姓が連名で申し合わせをおこなっている。⁽¹³⁹⁾このことは、領主権力が所領の切替え統廃合によっても、村落共同体の慣行を規制しえなかったことを示すものである。こうして、日田は徳川一門の親藩領たること四年にして、貞享三年、直矩の山形転封を契機に再び天領（代官支配地）となり、小川藤左衛門正久・小野長左衛門正好の両代官が入部する。⁽¹⁴⁰⁾

小川氏は寛文五年改易となった旧日田代官の藤左衛門正久その人で、その後赦免され再勤となったものであり（日田在陣）、小野氏は旗本小野貞則の三男貞正の嫡子で、父貞正の代より代官をつとめ、正好は寛文十一年家督を相続、のち代官となり、この期に日田代官（高松在陣）として入部したものである。⁽¹⁴¹⁾しかるに、両代官とも僅か二年にして辞任し、元禄元年、代つてこれまた前日田代官の三田次郎右衛門守良が再勤・就任する。このときより日田は代官の一人支配となり、三田氏は高松に在陣し日田を兼帯支配したが、同五年、改易によって逼塞を命じられたため、⁽¹⁴²⁾三田代官の支配も僅か四年で終了し、代わつて小長谷勘左衛門正綱が日田代官に就任する（高松在陣・日田兼支）。小長谷氏は今川氏の旧家臣で、道友のとき徳川氏に仕え、父正栄は大番の組士のとき改易となったが、正綱のとき赦免され大番・浅草御蔵役をへて代官となり、この期に日田代官に就任したものである。⁽¹⁴³⁾

こうして、小長谷代官の支配が元禄十一年まで継続されるが、先に親藩領が設置された際、天領として残された小野筋一〇カ村・その他は、貞享二年より天草代官服部六左衛門の支配地となり、その後領主権力の変遷に応じて増加があり、元禄四年以降は同じ天草代官の今井九右衛門によって支配された。⁽¹⁴⁴⁾第三表（一・二）は、元禄十年における

近世前期における九州天領の支配形態

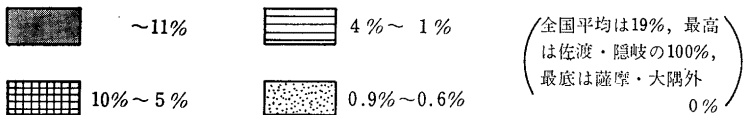
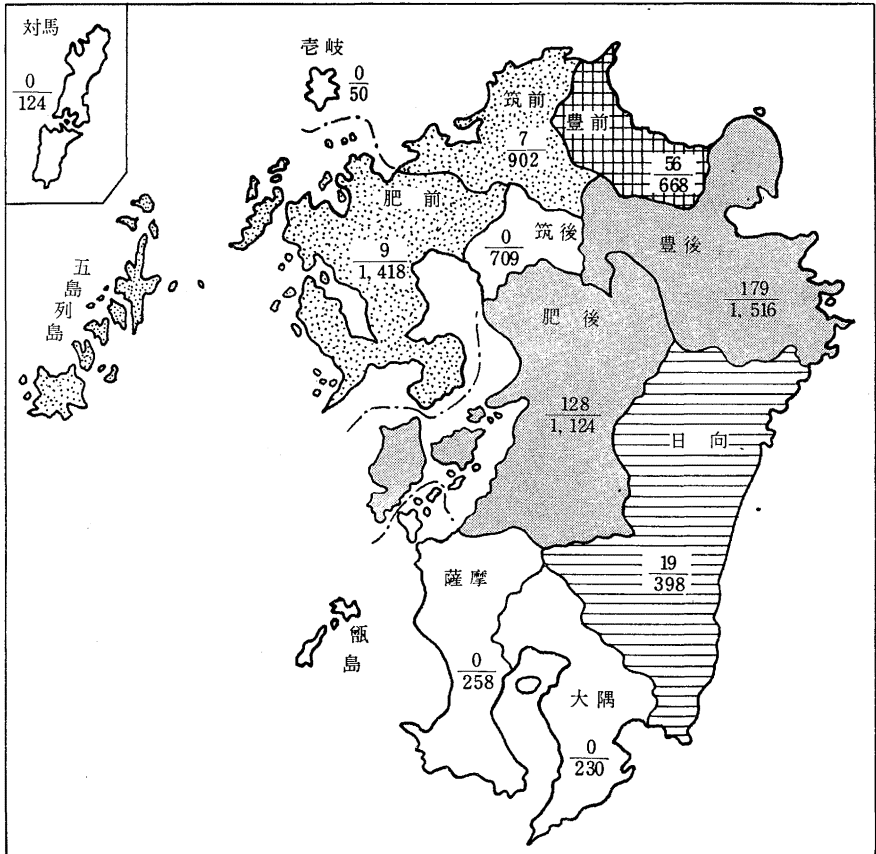
小長谷・今井両代官の豊後における各支配領域・村数およびその石高を示したものである。それによると、今井代官の日田郡における支配領域は、小野筋一〇ヵ村のほか大肥筋六ヵ村が含まれており、合わせて一六ヵ村・四、七九三石となる。なお玖珠郡は一〇ヵ村・四、一五〇石であるが、今井代官の豊後における支配地総高は一万六、八三四石となっており、支配領域の急速な拡大がみられる。⁽¹⁴⁹⁾ 以上に対して、小長谷代官の支配領域は、大分・日田・玖珠・速見郡を中心とし、豊後における支配地総高は七万〇、八一七石に達している。

元禄十一年、小長谷正綱は小普請に転じ、代わって室七郎左衛門重福が日田代官（日田在陣・高松兼支）になった。室氏の出自は明らかでなく、父重玄は神田の館において綱吉に仕え、勘定役・代官・賄頭を歴任、綱吉の將軍就任と同時に旗本となり、重福は貞享二年に家督相続、のち代官となり、この期に日田代官に就任したものである。⁽¹⁵⁰⁾ 室代官は、この年、中津小笠原氏の改易（滅封）によって上知分となった豊前下毛郡をも合わせ支配し、⁽¹⁵¹⁾ ここで、日田代官の支配領域は一〇万石を上回るに至った。

第一図は、この期に作成されたと推定される「諸国村数書付」⁽¹⁵²⁾ によって、九州における各国の総村数(A)と天領村数(B)および両者の関係比率(B/A)をみたものである。それによると、豊後が一七九ヵ村でもっとも多く、ついで天草を含む肥後が一二八ヵ村で第二位を占め、さらに豊前の五六ヵ村、日向の一九ヵ村がこれにつき、肥前・筑前は一〇ヵ村未満となっている。以上によって、豊後は豊臣期以来九州天領の中核を占め、これについて肥後（天草）と豊前南部に集中配置されていたことが解り、九州全体では五%となっている。しかし、これを天領の主要基盤となった関東の二九%、中部の二五%、近畿の一八%に比較すると、⁽¹⁵³⁾ 全国天領に占める九州天領の低くさが理解できる。

室代官の支配は正徳三年までつづくが、重福の嫡子金右衛門富章は、正徳元年より代官見習となり、この年より年貢割付状に父重福と連名で書名・捺印している。⁽¹⁵⁴⁾ しかるに、富章は同三年より大番となり、重福は翌四年より天草代官に転じたため、代わって南条金左衛門則明が日田代官（高松在陣・日田兼支）となった。南条氏は北条氏の旧家臣で、

第1図 元禄期九州における各国総村数(A)および江戸幕府直轄領村数(B)とその関係比率(B/A)



〔註〕「諸国村数書付」(「竹橋余筆別集」巻8所収)による。

近世前期における九州天領の支配形態

徳川氏に服属後、代々代官をつとめた地方官僚の家柄であり、則明も宝永四年家督相続ののち、直ちに代官となり、この期に日田代官として入部したのである。⁽¹⁵⁶⁾これより先、豊後・日向天領の一部は、正徳二年より牧野延岡藩の所領となり、また豊前の天領のうち四日市陣屋支配地は、⁽¹⁵⁷⁾正徳三年より天草代官の支配地となったため、南条代官の支配地は八万石となった。しかるに、則明は在任僅か二年にして享保元年死亡したため、⁽¹⁵⁸⁾天草代官の室氏がその跡を預かることとなり、こうして、室代官の支配が翌二年まで継続される。⁽¹⁵⁹⁾

享保二年、室代官に代わって、日田代官として新しく入部したのは池田喜八郎季隆である（高松在陣・日田兼支）。池田氏は池田輝政の旧家臣で、寛永十五年重次の代に旗本となり、二代をへた季隆は、神田の館において家宣に仕え、御勘定をへて代官となり日田に入部したものである。⁽¹⁶¹⁾池田代官のとき、豊前・筑前天領の一部は、奥平中津藩の所領に切替えられたが（享保二年）、天草代官の豊前支配地が日田代官支配地となり（同五年）、これに筑前・日向の天領を加えて、ここでまた日田代官の支配領域は一〇万石を上回るに至った。⁽¹⁶²⁾

池田代官は在任六年にして享保八年に辞任し、翌九年、代わって増田太兵衛永政が日田代官（日田在陣・高松兼支）となった。増田氏の出自は明らかでないが、初期以来の旗本で、永政は元禄十四年家督相続ののち、御勘定・評定所書留役をへて代官となり、この期に日田代官として入部したものである。⁽¹⁶³⁾増田代官の支配領域は、⁽¹⁶⁴⁾ほぼ池田代官のそれを継承したものであるが、次に「去戌年（享保十五年）御取箇相極候帳」によって、享保十五年における九州天領の支配形態について考察しよう。第四表はすなわちそれを示したものであるが、それによると、日田代官の支配地は豊後・豊前・日向・筑前四ヵ国の各天領におよび、石高にして一二万三、八六五石に達している。以上に対して、西九州においては、譜代島原藩の大名預所が肥後・肥前二ヵ国二万四、四〇九石に達しているが、これは享保五年より天草が島原藩預所となったことに起因するもので、⁽¹⁶⁵⁾天草二万一、〇〇〇石のほかに、肥前彼杵・高来両郡の天領が含まれる。⁽¹⁶⁶⁾その他、九州における唯一の幕府遠国奉行である長崎奉行の支配地が肥前（長崎）のうちにて三、四三五石

第 4 表 享保期における九州天領の支配形態 (享保15年)

近世前期における九州天領の支配形態

I 〔日田代官支配地〕		<u>豊後・豊前・日向・筑前</u>	
高	123,865石余	(代官)	増田 太兵衛 (永政)
此取	現米	54,292石余	免 4ツ3分8厘3毛余 無地高堤敷之類を除御取箇附候高ニ而ハ 免 4ツ9分6厘4毛内 酉年御取箇ニ増
	内現米	2,730石余	
II 〔島原藩預所〕		<u>肥後・肥前</u>	
高	24,409石余	(大名)	松平 主殿頭 (忠雄)
此取	現米	8,328石余	免3ツ4分1厘2毛内 無地高堤敷之類を除御取箇附候高ニ而ハ 免3ツ4分5厘2毛余 早損虫附ニ而 酉年御取箇ニ減
	外現米	1,980石余	
III 〔長崎奉行支配地〕		<u>肥前</u>	
高	3,435石余	(長崎奉行)	三宅 康敬・細井 安明
此取	現米 現金	605石余	
		1,114両余	
	内現米	145石余	

〔註〕「去戌年 (享保15年) 御取箇相極候帳」(「大河内家記録」所収) による。

あった。いうまでもなく、天草の大名預所化は、幕府の享保改革の一環としておこなわれたものであり、¹⁶⁷⁾こうした改革政治のもとで、増田代官による支配が享保末年まで継続されるのである。¹⁶⁸⁾

(2) 天領農村の構造と展開

そこで次に、以上の諸代官の統治のもとで、九州における天領農村はどのように推移・展開したか、日田郡小野・大肥筋の諸村を中心に考察しよう。

前述した寛文・延宝期の村落共同体の諸側面をめぐる庄屋層と小百姓の対立は、元禄期に入って一層激しくなり、遂に藤山村においては、同四年に村方騒動にまで発展した。¹⁶⁹⁾小百姓は二名の連判にて、庄屋(財津)源左衛門の不法に関する一カ条の訴状に四カ条の訴状を追加し、代官今井九右衛門に提出した。これに対して今井代官は、源左衛門に返答書の準備を命じ、

「双方天草富岡江罷出可対決」く措置したのである。訴状に示された庄屋の不法とは、惣百姓寄合のかしき場に対する侵入、百姓の田地・自分山の押領、苛酷な庄屋夫役、河川の独占利用、年貢米の不当な取扱いなどを論点とする。これに対して、源左衛門は「一円合点不仕」、「不謂儀ニ而」、「徒成偽事」として、一つ一つ反駁し証文をもって論証している。そして、新任の今井代官に対し、先年も騒動をおこした「悪党」の同類で、今回の騒動も「無比類悪逆」と決めつけている。

以上みる元禄期の村方騒動のなかに、初期以来村落共同体のなかで保持した権限を固守しようとする庄屋層と、その権限を下から突崩そうとする小百姓との対立をみることが出来る。この騒動を重視した小野・大肥筋の庄屋たちは、双方の和解についてのり出し、その結果、「双方致和談於内証相済」せたが、全体として証文に準拠しながらも小百姓に有利に決定し、その旨訴状・返答書に裏書して今井代官に提出した。小百姓に有利な決定とは、双方が自分山と唱したかしき場の利用、質地に対する質入金の軽減と年季の延長による請返しなどである。小野・大肥筋の庄屋たちが連合して騒動の和解のり出し小百姓に有利な決定を下したのは、藤山村と共通の条件をもつ同じ筋村に騒動が波及するのを恐れたためであるが、より本質的には、庄屋源左衛門も認めるように、小百姓のかしき場が減少をきたしているためであり、したがって、庄屋層が自らを頂点とする従来の村落共同体を維持していくためには、庄屋山の利用を通じて小百姓の再生産基盤を保証しなければならぬ段階にたち至ったことを示している。質地対策もこれと同じ論理に立つが、にもかかわらず、小百姓の零細耕地の譲渡（この場合の受取人は庄屋源左衛門¹⁷²）は進行していたのである。

こうした村落の動きのなかで、元禄九年、今井代官は日田郡一円の村々に対して庄屋役料を制定した。第五表はすなわちそれを示したものである。それによると、庄屋役料は六俵から一七俵までとなっており、村高に応じて差等が設けられていることが注目される。但し、庄屋持高は村高から除外された。天領日田においては、これまで庄屋役料

第 5 表 天領日田における庄屋役料（元禄 9 年）

村 名	村 高	庄屋持高	役 料
竹 尾 村	72	15	俵 6 (但し、3斗5升入)
関 村	77	15	6 (")
秋 原 村	97	21	7 (")
河 内 村	161	24	8 (")
林 村	181	27	9 (")
(藤台 山 村)	(200)	30	10 (")
中 村	[417]	35	12 (")
祝 原 村	295	39	13 (")
高 野 村	298	39	13 (")
小 竹 村	384	42	14 (")
羆 河 内 村	480	45	15 (")
用 松 村	562	50	17 (")

〔註〕「庄屋役料之事」による。台村は藤山村庄屋の兼帯。

はなく、庄屋の地払いによって維持してきたが、この期に庄屋役料が統一的に設置されたことは、前述した村落の動きのみならず、庄屋の吏僚化が進行したことを示すものであり、このことは、村落共同体の長から近似的な行政村落の長へと変化したことを示している。いうまでもなく、行政村落の長としての庄屋は、年貢収納をはじめ村方の万般について直接代官に責任を負うものであり、その限りにおいて、小百姓の再生産基盤については特別の考慮を払う必要があったのである。これと同時に、小百姓がかって訴状に示した苛酷な庄屋夫役についても改正が加えられ、⁽¹⁷⁵⁾「高持百姓・水呑百姓共、植付其外庄屋方ニ而人夫入用之節」は、一年に竈別二、三日と定められた。庄屋の地位の変化は、農奴的地主としての庄屋層の農業経営の変化を招来し、小百姓の自立を促進する

ことになったのである。

一方、庄屋の地位・性格の変化と並行して、この期より惣百姓代が登場し、⁽¹⁷⁶⁾さらに元禄末期より宝永・正徳期にかけて(室代官支配)、頭百姓(一部年寄を名乗る)に代って組頭が登場する。⁽¹⁷⁷⁾惣百姓代の登場は、元禄初年の村方騒動によって小百姓の地位が強化され、その代表が村役人としての地位を確保したことを示すものであり、組頭の登場は、これに対する権力側の対応にほかならない。つまり、惣百姓代の登場によって、頭百姓は文字通り頭の百姓ではなく、庄屋を補佐しその地位を強化する行政的な村役人に位置づけられたことを意味するものであり、庄屋の地位の変

近世前期における九州天領の支配形態

第 6 表 近世中期における日田農村の構造 (小野筋藤山村・台村)

近世前期における九州天領の支配形態

村名 區別	藤 山 村	台 村
庄 屋	(財津) 三郎介	(財津) 三郎介 (兼帯)
組 頭	久右衛門・彦右衛門・勘右衛門・市左衛門	作右衛門
村 高	高 200. 石9斗5升3合 { 20. 石5斗8升7合 永荒 } { 0. 1 1 7 藏床 } 残 180. 石2斗4升9合 (14. 町2反2畝14歩)	高 39. 石2斗0升0合 (8. 石7斗3升4合 永荒) 残 30. 石4斗6升7合 (2. 町8反4畝29歩)
免	亥 (宝永 4年) 6 7 9分5厘 子 (同 5年) 6 8 5 丑 (同 6年) 6 8 9 寅 (同 7年) 6 8 9 卯 (正徳元年) 6 8 9	同 3 2 分0厘 同 3 1 0 同 3 2 3 同 3 2 3 同 3 2 3
田 高 等 級 石 盛	高 158. 石7斗8升0合 (12. 町0反2畝10歩) { 上 田 1. 石6斗代 } { 中 田 1. 2 代 } { 下 田 1. 1 代 } { 下 々田 1. 0 代 }	高 19. 石0斗1升8合 (1. 町7反5畝5歩) { 上 田 1. 石4斗代 } { 中 田 1. 2 代 } { 下 田 1. 0 代 }
畑 高 等 級 石 盛	高 21. 石4斗6升9合 (2. 石2斗0升4合) { 上 畑 1. 石2斗代 } { 中 畑 1. 0 代 } { 下 畑 0. 8 代 }	高 11. 石4斗4升9合 { 上 畑 1. 石2斗代 } { 中 畑 1. 0 代 } { 下 畑 0. 8 代 }
運上銀	0. 貫18匁2分7厘 { 茶 運上 0. 貫4匁9分0厘 } { 紙 運上 0. 4 5 7 } { 柿 運上 0. 1 8 0 } { 鉄砲運上 0. 7 0 0 }	運上場 { 野 畑 1反3畝 } { 刈 畑 2 0 }
不定運上銀	0. 貫1匁0分0厘 (綱運上)	
人 口	167名 (男=94名、女=73名)	51名 (男=28名、女=23名)
竈 数	31軒 (庄屋=1軒、百姓=18軒、無田=12軒)	11軒 (百姓=7軒、無田=4軒)
牛 馬	馬 4疋・牛 15疋	牛 4疋
自山自藪	13ヶ所	(林) 1ヶ所 (自山自藪) 2ヶ所
社	3ヶ所	4ヶ所
津 出	豊前中津浦まで(藤山村より12里)、5里着の外は1里1石につき5分ずつ。	

〔註〕『正徳2年豊後国日田郡藤山村・台村書上帳』による。

化と密接な関連をもつ。こうして、九州の日田天領農村においては、天領一般にみられた庄屋―組頭―(惣)百姓代という支配系列・村役人の組織が元禄中期から宝永・正徳期にかけて成立するのである。

正徳二年、室代官に提出された「台藤山村書上帳⁽¹⁷⁸⁾」によれば(第六表参照)、藤山村には四名の組頭、台村には一名の組頭が設置されている。当時の藤山村の竈数は三一軒で、その内訳は庄屋一軒・百姓一八軒(以上高持百姓一九軒)、「無田」(無高百姓)一二軒となっている。藤山村の庄屋が兼帯支配した台村においても、竈数一一軒のうち四軒の無高百姓(高持百姓七軒)が存在するので、当時の日田天領農村においては、各村落ともかなり広汎に無高百姓が存在していたものとみて差支えない。この無高百姓の多くは、庄屋層に隸属していた家抱(≡名子的農民)に系譜を有するもので、それが「無田」と記載され、あるいは「水呑百姓」とよばれて、一軒前として現われていることは、かれらが名子的農民から奉公人ないし小作農民へと変化していることを示すもので、前述した庄屋夫役の改正がこれと密接な関連をもつ。

ところで、第七表⁽¹⁷⁹⁾によると、藤山村の庄屋(財津)三郎介は五七石二斗四升九合の持高を有しているが、これに父源左衛門の持高三二石一斗二升四合を加えると、その合計持高は村高の四五%に達する。さらに庄屋の本家筋にあたる河内村の純浩の持高四二石三斗七升四合を加えると、庄屋一族による総持高は実に村高の六六%に達するのであり、残りの三四%の耕地が一九軒の高持百姓によって分割所持されていたのである。そのうち、組頭勘右衛門が一四石七升二合を有するほかは何れも七石以下で、とくに五石以下の層は一五軒に達し、庄屋一族を除く高持百姓の七九%におよんでいる。これらの零細耕地所持農民の多くは自立再生産は不可能であり、庄屋への労働力放出あるいは小作関係を通じて自己の再生産を維持していたのである。こうして、庄屋層は農奴主的地主から零細高持百姓ないし水呑百姓の労働力に依拠する手作地主に変質すると同時に、多くの小作地をかれらに分割貸与するところの寄生地主へと発展するに至ったのである。

第7表 近世中期日田農村における農民の階層構成（藤山村）

番号	百 姓 名	持 高	永 荒	残 高 (毛付高)
1	**三 郎 介	石斗升合 〔57.249〕	石斗升合 〔5.450・外〕	石斗升合 〔51.483〕
2	朮 浩	42.374	3.451・外	38.274
3	源 左 衛 門	〔32.124〕	〔2.824・外〕	〔28.803〕
4	*勘 右 衛 門	{ 14.072 (15.108)	{ 1.312 (1.409)	{ 12.760 (13.699)
5	*市 左 衛 門	6.908	0.648	6.260
6	権 八	6.751	0.601	6.150
7	善 八	5.165	0.379	3.933
8	七 兵 衛	4.694	0.440	4.254
9	長 右 衛 門	4.256	0.386	3.870
10	善 之 丞	4.132	0.387	3.745
11	*彦 右 衛 門	{ 3.823 (2.200)	{ 0.359 (0.207)	{ 3.464 (1.992)
12	与 八	{ 3.564 (2.528)	{ 0.334 (0.237)	{ 3.230 (2.291)
13	清 右 衛 門	3.443	0.286	2.773
14	喜 四 郎	2.782	0.257	2.525
15	新 助	2.442	0.229	2.213
16	六 右 衛 門	2.004	0.180	1.824
17	徳 右 衛 門	{ 1.625 (0.625)	{ 0.152 (0.027)	{ 1.473 (0.263)
18	忠 助	{ 1.398 (4.356)	{ 0.131 (0.408)	{ 1.267 (3.948)
19	吉 助	0.793	0.071	0.722
20	太 郎 右 衛 門	0.671	0.063	0.608
21	仁 兵 衛	0.408	0.038	0.370
22	久 左 衛 門	0.275	0.027	0.248

〔註〕「正徳2年壬辰年御免割高小前帳」による。() は付札、〔 〕 は付札による所持高を示す。**は庄屋・*は組頭、(1)の庄屋三郎介は(3)の源左衛門の嫡子で、付札'では両者の合計持高(89石3斗7升3合)が記載されている。

近世前期における九州天領の支配形態

事実、正徳期から享保初年にかけて、高持百姓の耕地質入が一層進行するが、注目すべきことは、質入人が組頭クラスの高持百姓(この場合は彦右衛門⁽¹⁸⁾)をも含み、かつ質入人が庄屋三郎介のほかに、豆田町の商人(この場合は紀伊⁽¹⁹⁾国屋)が現われてきていることである。このことは、庄屋層を

中心とする村方地主の土地集積のほかに、町方における商業資本の土地集積→寄生地主化が進行しつつあることを示すもので、この両者の対抗関係は次第に激化し、近世後期における日田天領農村の動向とその在り方を規定する。こうした耕地質入の二重の進行のなかで、享保六年に至ると、藤山村ではいわゆる質流れが現われるのである。⁽¹⁸²⁾このような事態に対して、同六年、池田代官は「質地流禁令」を發布し、小百姓の保護・救済にのり出すが、効果はなく、二年後の同八年には「質地流禁令撤回令」を發布し、質流れを容認するに至った。

いうまでもなく、以上の政策は、幕府の享保改革における土地政策（質地対策）⁽¹⁸⁴⁾を示すもので、それが日田天領農村においても実施されたということであり、耕地の質入・質流れは、ここでも進行していたということである。こうして、日田天領農村においても、幕府―代官の公認のもと、村方地主や町方商業資本の土地集積は一層進行し、いわゆる寄生地主として発展するに至るのである。

四 結びにかえて

九州天領の研究は、今日まで直轄都市長崎における対外貿易の分析を通じ、あるいは「日田金」を中心とする天領日田の商業資本の研究を通じ、あるいは天領天草のキリシタン・社会動態・商業資本の分析を通じて推進されてきた。しかし、これらの研究の多くは、外国貿易そのものの研究が中心であったり、経済史研究の対象として当該地域（日田・天草）が選択されたにとどまり、これを九州天領という明確な意識のもとに幕藩体制のなかで位置づけ、かつ幕政の推移との関連において明らかにした研究は極めて乏しかったといえよう。このことは、九州天領において中核的位置を占めた日田における正確な代官・郡代一覧すら存在しなかったという一事によっても知ることができる。もっともこの点に関しては、九州天領のみならず全国天領についてもほぼ同様のことが指摘しうる。

本稿は、このような全国天領、とくに九州天領の研究現状にかんがみ、まず天領日田の正確な代官・郡代一覧（当

近世前期における九州天領の支配形態

該代官・郡代の名称¹⁾・姓・通称・諱、在任期間・在陣場所等々)を明らかにするといふ基本的作業の開始にはじまり、これを幕藩体制のなかに位置する九州天領(とくに日田)の所領構造・支配形態の変遷のなかで把握、代官・郡代の政策内容を幕政の推移との関連において究明しながら、九州における天領農村の構造とその特質を明らかにするとともに、とくに庄屋層を中心とする村方地主と日田において顕著な発展・活動を示す町方商業資本(日田商人)との土地集積をめぐる対抗関係の分析を通じて、天領農村の展開過程を明らかにし、かつ日田商人と九州諸藩との関係究明を通じて、九州における天領日田の位置とその意義を明らかにしようとするものであり、本稿につづく「近世後期における九州天領の存在形態^{*}」をもって、ひとまず完結するものである。

* 同論文(後篇)において分析対象としているものは、次の通りである。(一)、西国筋郡代と大名預所、(二)、年貢増徴策と日田商人の抬頭、(三)、土地集積をめぐる村方地主と町方商業資本の対抗・消長、(四)、日田商人と九州諸藩―九州における天領日田の位置とその意義―。

〔註〕

- (1) 『大友史料』第二輯四二二頁、『駒井日記』(『改定史籍集覧』第二五冊所収)上。
- (2) 『松浦文書』(『平戸松浦家資料』所収)五一号豊臣秀吉朱印状。
- (3) 藤野保「九州における幕藩領主支配の特質(一)」(『九州文化史研究所紀要』一六号)参照。
- (4) 「郷村記」附録上・「長崎拾芥」・「長崎鑑」・「鍋島家文書」(『佐賀県史料集成』古文書編第三卷所収)一七号豊臣秀吉朱印状。
- (5) 藤野保前掲『九州文化史研究所紀要』一六号掲載論文参照。
- (6) 「鍋島家文書」五四号豊臣秀吉朱印状、「有浦文書」。森山恒雄「九州における豊臣氏直轄領の一形態」(『東海史学』三号)参照。
- (7)(8) 「島津家文書」(『大日本古文書』家わけ一六ノ一所収)四〇〇号豊臣秀吉朱印状、『鹿児島県史』第一巻七六九―七四頁。

- (9) 山口啓二「豊臣政権の成立と領主経済の構造」『日本経済史大系』3 近世上所収)、今井林太郎『石田三成』(人物叢書 八〇一八五頁)。
- (10) 森山恒雄氏は、「慶長三年御蔵納目録」(『大日本租税志』所収)に記載する肥後太閤蔵入地「三百石」は、「日本国総目録」に記載する「三万石」に訂正すべきであると主張している(肥後国の豊臣氏蔵入地と加藤氏所領)(竹内理三編『九州史研究』所収)。
- (11) 豊後・筑前における太閤蔵入高は、前掲「慶長三年御蔵納目録」によった。『駒井日記』上によると、文禄二年段階における豊後の太閤蔵入高は、秀吉馬廻衆の太田・熊谷・早川・垣見氏の支配領域のみで一七万二、一一一石となり、そのほか、豊後の太閤検地を実施した官部継潤(因幡鳥取)が当座代官として支配した領域が二万石あった。
- (12) 山口啓二「豊臣政権の構造」(『歴史学研究』二九二号)、前掲『日本経済史大系』3 近世上所収論文参照。
- (13) 藤野保前掲『九州文化史研究所紀要』一六号掲載論文の第一表「豊臣期における九州大名の配置」参照。
- (14) 『徳川家康文書の研究』中巻三八六頁。
- (15) 「鍋島家文書」一七号豊臣秀吉朱印状、『徳川実紀』第一篇(『国史大系』第三八卷所収) 八一―八二頁。
- (16) 山口啓二前掲『歴史学研究』二九二号掲載論文参照。
- (17) (18) 藤野保『幕藩体制史の研究』一四八―一四九頁参照。
- (19) (20) 藤野保「九州における幕藩領主支配の特質(一)」(『史淵』一〇七輯)参照。
- (21) 家康は、覇権確立以降、諸城修築の手伝普請や将軍宣下・天皇即位などに諸大名を動員し、幕府の軍役体系下に従属させ、幕藩の主従関係を明確にしながら、大阪の役に諸大名を大動員し、軍役の統帥権が幕府にあることを明示した。
- (22) 前掲『幕藩体制史の研究』一九八―一九九頁参照。
- (23) 藤野保「江戸幕府」(『岩波講座日本歴史』10 近世2 所収)参照。
- (24) 藤野保前掲『史淵』一〇七輯掲載論文参照。
- (25) 豊臣政権下の豊後の諸大名のうち、太田一吉・熊谷直陳・垣見一直・福原直高は、朝鮮出兵中の私曲により、慶長四年改易・蟄居を命じられたが(『豊府聞書』・「豊城世譜」)、関ヶ原の役において、早川長政は改易、毛利高政は限から佐伯に、竹中重利は高田から府内に転封となり、旧領安堵されたのは中川秀成(簡)のみとなった。
- (26) 『寛政重修諸家譜』六一一、一二〇、『豊後日田永山布政史料』上巻。

近世前期における九州天領の支配形態

近世前期における九州天領の支配形態

- (27) 『大分市史』上巻四一―一頁。
- (28) 「肥後松井家譜」(『大日本史料』一二編ノ九所収)二五五頁。美和信夫「慶長期江戸幕府畿内支配の一考案」(『史学雑誌』七七ノ三)参照。
- (29) 北島正元『江戸幕府の権力構造』二九九頁。
- (30) 『大日本史料』一二編ノ一四 四二四頁、大村藩「見聞集」八巻。
- (31) 『徳川禁令考』第一帙一二九―一三〇頁、内藤耻叟『徳川十五代史』二ノ三 一一―一二頁。
- (32) 前掲『幕藩体制史の研究』二〇四―一六頁参照。
- (33) 以下転封に関しては、『徳川実紀』・『寛永諸家系図伝』・『寛政重修諸家譜』・『藩翰譜』・『譜牒余録』、藤野保前掲『幕藩体制史の研究』・同『校訂恩栄録・廃絶録』などの諸文献による。
- (34) 註(33)の諸文献のほか「筑後立花家譜」・「筑後有馬家譜」。
- (35) 註(33)参照。
- (36) 藤野保前掲『史淵』一〇七輯掲載論文参照。
- (37) 註(33)参照。
- (39) 豊後日田の石川忠総は寛永十年佐倉転封、同杵築の小笠原忠知は正保二年吉田転封となり、慶安期における譜代藩は六藩となる(小笠原小倉・小笠原中津・松平能杵築・松平結高松・高力島原・大久保唐津)。
- (40) 西九州に設置された島原・唐津の両譜代藩は、直轄都市長崎の警固・見廻り役を兼ねたものである(藤野保前掲『史淵』一〇七輯掲載論文参照)。
- (41) 前掲『幕藩体制史の研究』二五三―一六三頁参照。
- (42) 『徳川禁令考』第一帙一三〇―一三二頁、内藤耻叟『徳川十五代史』三ノ四 一四九―一五三頁。
- (43) 「長崎奉行歴代畧譜」(『長崎叢書』上巻三所収)。
- (44) 前掲『幕藩体制史の研究』二七〇―一七二頁、北島正元前掲『江戸幕府の権力構造』三三四頁以下。
- (45) 『豊後日田永山布政史料』上巻、「日田御代官代々御名前附」(「財津家文書」所収)。
- (46) 註(45)参照。
- (47) 島原の乱後、旧寺沢領の天草には、備中成羽から外様大名の山崎家治が配置(富岡)されていた(註(33)参照)。

- (48) 松田唯雄『天草近代年譜』四三頁、村上直「肥後国天草における天領の成立過程」(『駒沢女子短期大学研究紀要』三号)。
- (49) 前掲『幕藩体制史の研究』三一八—二二頁・三二七—三三二頁参照。
- (50) 『大分市史』上巻四八一頁。
- (51) 寛永十一年、丹波龜山から豊後龜川に入部した松平^{大給}忠昭は、翌十二年龜川から中津留に、同十九年中津留から高松に居城を移し、万治元年府内入部と同時に定着した(註(33)の諸文献のほか『大分市史』上巻参照)。
- (52) 註(33)の諸文献のほか「深溝松平家譜」・「大久保家記別集」。なお、松平^{深溝}氏の入部以降、島原藩の所領は六万五、九〇〇石となり、不足分は豊前宇佐郡および豊後国東郡の各天領から編入された。
- (53) 東九州の譜代藩が徳川氏の九州支配の拠点として設置されたのに対し、西九州の譜代藩は、鎖国体制との関連において、直轄都市長崎の警固・見廻り役を兼ねると同時に、とくに唐津藩は、幕閣の交代にともなう左遷転封の場として、逆にまた幕閣就任へのステップの藩としての位置を占めていた(藤野保前掲『史淵』一〇七輯掲載論文参照)。
- (54) 『佐賀県史』中巻四八六頁。
- (55) 註(33)参照。
- (57) 前掲『幕藩体制史の研究』四一一—一三頁・四三三—四七頁参照。
- (58) —(60) 註(33)参照。
- (61) 『寛政重修諸家譜』四一七四五、日高次吉『宮崎県の歴史』一一三頁。
- (62) 『豊後日田永山布政史料』上巻。
- (63) 前掲『幕藩体制史の研究』四四八—四九頁参照。
- (64) 註(33)参照。
- (66) 三浦時代の延岡藩の所領は二万三、〇〇〇石であったが、牧野氏は八万石の大名として入部したため、五万七、〇〇〇石が不足分となった(註(33)参照)。
- (67) 『寛政重修諸家譜』二一三六六。
- (68) 前掲『幕藩体制史の研究』二一九—二二頁参照。
- (69) 大石慎三郎『享保改革の経済政策』第四・五章参照。
- (70) —(72) 註(33)参照。

近世前期における九州天領の支配形態

近世前期における九州天領の支配形態

- (73) 元禄十一年における改易(滅封)以降、小笠原中津藩の所領は四万石であったが、奥平氏は一〇万石の大名として入部したため、六万石が不足分となった(註(33)参照)。
- (74) 『中津市史』五九七―六〇一頁。
- (75) 註(33)参照。
- (76) 『佐賀県史』中巻四九五頁、『旧柳川藩志』上巻四四頁。
- (77) 『駒井日記』上・『豊後旧記』・『豊後佐伯毛利家譜』・『豊後日田永山布政史料』・『日田御代官代々御名前附』。
- (78) 『駒井日記』上。
- (79) 北島正元氏は森高政(毛利の誤り)の日田・玖珠両郡における「蔵入分」を四万石とし(前掲『江戸幕府の権力構造』二八三頁)、山口啓二氏もこれを踏襲しているが(前掲『日本経済史大系』3近世上所収論文、毛利氏の蔵入支配分は不明確であり、かつ両郡の太閤蔵入地は、毛利氏の大名預け地と代官宮城豊盛の支配地に分かれていたものと考えられる)。
- (80) 天正十三年美濃のうちに一萬石を領有(丹羽家臣伝)・『寛政重修諸家譜』六一、一四一)。
- (81) 註(13)参照。
- (82) 『浅野家文書』(『大日本古文書』家わけ二所収)二五五号のうち御目付衆連署状写。
- (83) 慶長二年、新たに府内に福原直高が配置された(『豊府聞書』・『豊城世譜』)。
- (84) 註(25)参照。
- (85) 『豊府聞書』・『豊城世譜』。
- (86) 『細川家記』・『寛政重修諸家譜』一一一〇五。
- (87) 第二表下欄(註)の参考文献参照。
- (88) 註(26)参照。
- (89) 毛利友重の通称は九郎左衛門。但し『寛政重修諸家譜』は父の諱を高次としている。
- (90) 『日田御代官代々御名前附』(『財津家文書』所収)。
- (91) 『石松文書』(『大分県史料』13)第二部所収)一一・一二号彦岐某書状。
- (92) 前掲『幕藩体制史の研究』・『校訂恩栄録・廢絶録』・『校訂徳川加除封録』など。
- (93) (94) 『豊後日田永山布政史料』上巻。

(95) 北島正元前掲『江戸幕府の権力構造』三〇九―一四頁。

(96) 『寛政重修諸家譜』一一一八。

(97) 『豊後日田永山布政史料』上巻。

(98) 「豊後国日田郡藤山村明和三年明細帳」〔財津家文書〕所収。

(99) 「延宝五年藤山村・台村差出目録」〔同〕所収。

(100) 『豊後日田永山布政史料』上巻。

(102) 鳥原の乱の歴史的意義についての最近の研究では、深谷克己「鳥原の乱」の歴史的意義」〔歴史評論』二〇一号〕参照。

(103) 『豊後日田永山布政史料』上巻。

(104) 『寛政重修諸家譜』五一八六四。

〔両小川氏略系譜〕

(1) 藤左衛門家

正信——正長——正久——某

甚右衛門 藤左衛門 藤左衛門 大吉郎

*喜助 *藤右衛門 *藤左衛門

正慶 正辰

(2) 又左衛門家

氏綱——氏行——某

又左衛門 九左衛門 又左衛門

*九郎右衛門 *又左衛門

政重 行広

*は「豊後日田永山布政史料」上巻

(105) 『豊後速見郡史』を参照し作成されたとされる『布政史料』の両小川氏に関する記事は(*部分)、その後石川準吉(『江戸時代代官制度の研究』・村上直(前掲『駒沢女子短期大学研究紀要』三号掲載論文)氏らの継承するところとなっているが、両小川氏の通称・諱・代官在任期間は第二表のように訂正するべきである。このことは地方文書(例えば「財津家文書」など)によっても検証することができる。

近世前期における九州天領の支配形態

近世前期における九州天領の支配形態

- (106) 松田唯雄前掲『天草近代年譜』四三頁、村上直前掲『駒沢女子短期大学研究紀要』三号掲載論文参照。
- (107) 「長崎名家畧譜」(『長崎叢書』上卷三所収)。
- (108) 『大分市史』上卷五一七頁。
- (109) 「豊府指南」・『大分市史』上卷五五五―五六頁。
- (110) 「豊後速見郡史」一七九頁。
- (111) 「豊後日田永山布政史料」上卷。
- (112) 『寛政重修諸家譜』五一八六四。
- (113) (114) 「豊後日田永山布政史料」上卷、「日田御代官代々御名前附」。
- (115) (120) 「豊後日田永山布政史料」・「日田御代官代々御名前附」・「豊後速見郡史」・『大分市史』上卷・『豊後高田市誌』・「徳川夷紀」・『寛政重修諸家譜』など。なお、五代官に関する従来の記事(通称・諱・代官在任期間)は異同が多く、第二表のように訂正さるべきである(註(105)参照)。
- (121) 『寛政重修諸家譜』六一九六七・五―八四七。
- (122) 『寛政重修諸家譜』三一五一七。
- (123) 『寛政重修諸家譜』四―五九〇。
- (124) 『寛政重修諸家譜』八一―、五〇九。
- (125) 前掲『幕藩体制史の研究』三一八―二三頁。
- (126) 「清原姓森山族佐藤家譜」(『森山家文書』所収)。
- (127) 「豊後国諸侍着到」(『財津家文書』所収)には、日田郡衆一一二名・玖珠郡衆八五名をはじめ七五五名の大友家臣団の名前が記載してある。『大友史料』第二輯には「太閤朝鮮征伐ニ付義統豊後侍着到記」として、同一の史料が掲載されているが、両者には人数に多少の異同がある。
- (128) 註(91)参照。
- (129) 「延宝五年藤山村・台村差出目録」(『財津家文書』所収)、『豊後日田永山布政史料』上卷。
- (130) 「寛文五年台村指出」(『同』所収)。
- (131) 前掲『幕藩体制史の研究』三八―一八二頁・四五三―五五頁参照。

- (132) 一(134)註(129)の「差出目録」および各年次「年貢割付」・「皆済目録」。
- (135) 「藤山村庄屋源左衛門、百姓ニ対シ我辰成仕形迷惑ニ奉存御悔申上覚」・「藤山村御百姓拾式人連判ニ而指上申候目安返答書之事」(「財津家文書」所収)。なお全文については木村忠夫「近世日田農村史の若干の問題点」(九州文化史研究所紀要)一六号)参照。
- (136) 「指上ケ申一札之事(天和二年)」(同)所収。
- (137) 「讓渡申田地之事(延宝九年)」(同)所収。
- (138) 『豊後日田永山布政史料』上巻。
- (139) 「豊後国鄉村総記」、「乍恐以書付奉願上候御事(享保五年)」(「財津家文書」所収)。
- (140) (141)註(136)参照。
- (142) (143)註(115)参照。
- (144) 『寛政重修諸家譜』四一五九六。
- (145) 註(115)参照。
- (146) 『寛政重修諸家譜』三一五一七。
- (147) 『寛政重修諸家譜』二一三八一。
- (148) 「正保式元年(元禄十)年迄五拾三年分台村御下札御免当り写」、各年次「御年貢割付・免定之事」(「財津家文書」所収)。
- (149) 天草は万治二年の領内検地において、幕府により二万一、〇〇〇石に裁定された(松田唯雄『天草富岡懐古録』二四一—二五頁、村上直前掲『駒沢女子短期大学研究紀要』三号掲載論文)が、享保五年、島原藩預所となる以前は、九州各地の天領(豊後・豊後・日向など)が天草代官支配地となっている。
- (150) 『寛政重修諸家譜』八一—、四九〇。従来の「日田代官一覽」は室七郎左衛門の諱を重富としているが、重福に訂正すべきである。
- (151) 『豊後日田永山布政史料』上巻。
- (152) 「諸国村数書付」(「竹橋余筆別集」卷八所収)。
- (153) 村上直「江戸幕府直轄領に関する一考察」(徳川林政史研究所『研究紀要』昭和四十四年度)参照。
- (154) 「可納卯(正徳元年)御年貢割付事」、「可納辰(正徳二年)御年貢割付事」(「財津家文書」所収)。

近世前期における九州天領の支配形態

近世前期における九州天領の支配形態

- (155) 『寛政重修諸家譜』八一―、四九〇、「長崎古今集覽」卷之二。
- (156) 『寛政重修諸家譜』三一三七―。松田唯雄氏は『天草近代年譜』・『天草富岡懐古録』などにおいて、正徳四年以降(享保五年まで)の日田代官を室代官とし、天草代官を兼帯したとしているが、正徳四年より日田代官に南条金左衛門が就任していることは、各種の史料によって検証することができる。したがって、正徳四年以降の室代官は天草の専任代官とすべきである。但し、享保元年南条代官の死後、同二年池田喜八郎が日田代官に就任するまで、日田代官となっている。
- (157) (158) 元禄十一年、中津小笠原氏の改易(滅封)によって天領に編入された豊前天領には四日市陣屋が設けられたが、正徳三年、天草代官の支配地になるにおよび廃止された(『豊後日田永山布政史料』上巻、『豊後高田市誌』四一七頁)。
- (159) 註(156)参照。なお、従来の「日田代官一覧」は南条金左衛門の諱を則敏としているが、則明に訂正すべきである。
- (160) 註(115)参照。
- (161) 『寛政重修諸家譜』二二二八五。従来の「日田代官一覧」は池田喜八郎の諱を重正としているが、季隆に訂正すべきである。
- (162) 池田代官の支配領域は増田代官の支配領域とほとんど変りないため、実際には一二万石台に達していたものと思われる(註(164)参照)。
- (163) 『寛政重修諸家譜』八一―、五一八。従来の「日田代官一覧」は増田太兵衛の諱を道脩としているが、永政に訂正すべきである。
- (164) 「去戌年(享保十五年)御取箇相極候帳」(『大河内家記録』所収)(大野瑞男「享保改革期の幕府勘定所史料 大河内家記録」『史学雑誌』八〇―一・二・三)参照。
- (165) 松田唯雄前掲『天草近代年譜』一二四頁、『島原半嶋史』下巻三二七頁。
- (166) 「長崎古今集覽」卷之二。
- (167) 北島正元前掲『江戸幕府の権力構造』三三一―三三二頁参照。
- (168) 享保十九年における日田代官支配地の各国・各郡における石高と村数を示すと第八表のようになる(享保十九寅年記千原覚書)〔千原家文書〕所収)。

第 8 表 享保期の日田代官支配地とその石高・村数

国 名	石 高	郡 名	石 高	村 数
豊 後	69,001.87410 ^{石斗升合勺才}	日 田 郡	28,289.44831 ^{石斗升合勺才}	79村
		玖 珠 郡	21,384.11827	32
		速 見 郡	11,186.36552	36
		大 分 郡	3,101.78200	11
		海 部 郡	2,089.51000	10
豊 前	32,208.52560	直 入 郡	2,949.65000	12
		宇 佐 郡	20,940.28710	46
日 向	16,437.88800	下 毛 郡	11,268.23850	21
		臼 杵 郡	5,318.63440	8
		諸 那 郡	3,963.65263	5
筑 前	6,221.69520	那 珂 郡	7,155.60133	8
		怡 土 郡	6,221.69520	8

〔註〕「享保19寅年記千原覚書」による。

(169) 以下の叙述は註(135)の諸史料による。

(170) 庄屋・小百姓とも天草の富岡に出頭を命じたのは、今井九右衛門が天草代官であったためである。

(171) 註(135)参照。

(172) 「讓渡申田地之事(元禄八年)」(「財津家文書」所収)。

(173) 「庄屋役料定事」(「同」所収)。

(174) 右史料に「日田郡村々、先年者為庄屋給仕替高在之処、近年皆地払就被仰付、当分庄屋骨折給無之、令難儀之間」とある。

(175) 註(173)参照。

(176) 元禄九年、同四年の村方騒動の中心人物であった新四郎が安右衛門とともに惣百姓代として登場している(註(173)参照)。

(177) 「証文(宝永元年)」、「正徳二年豊後国日田郡藤山村書上帳外」(「財津家文書」所収)。

(178) 註(177)参照。

(179) 「正徳式年壬辰年御免割高小前帳」(「財津家文書」所収)。

(180) (181) 「質召置申畑地之事(正徳五年)」、「六年切質券田地証文支(同四年)」(「同」所収)。

(182) 「流質田地証文之事(享保六年)」(「同」所収)。

(183) 「財津家文書」に収める「覚」(質地流禁令撤回令)は、「御触書覚保集成」(四四―二六〇六号)に収めるそれと同文であるが、前者には条文三カ条のあとに、次の文書が追加してある。各代官が幕法を当該支配領域に布達する場合の一例である。

前略

近世前期における九州天領の支配形態

近世前期における九州天領の支配形態

右之通、御書付相改り出候間写相廻候、村々寺社・百姓・町人・小百姓迄、御書付之趣入念能々申聞、堅可相守者也

卯九月十八日

池田 喜八郎

日田郡村々
庄屋
組頭

右之通、御書付御説聞奉畏候、以後堅相守可申候、為後日銘々印形仕置申候、以上

享保八年卯九月廿九日

日田郡藤山村組頭

清 右衛門 門[㊦]

善 右衛門 門[㊦]

吉郎 右衛門 門[㊦]

勘 右衛門 門[㊦]

惣 百姓

七 兵衛 門[㊦]

(以下一七名略)

(184) 大石慎三郎『享保改革の経済政策』第六章参照。

〔付記〕本稿は昭和四十三年・四十四年の両年度にわたり交付をうけた文部省科学研究費(総合研究)「近世日田とその周辺地域の総合的研究」の分担研究の一部である。